

1 事業名

所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

2 事業の概要

地域人材の活用により、教職員の負担軽減及び部活動の充実を図るため、既存の「部活動外部指導員」に加えて、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする非常勤の特別職員として、「部活動指導員」を学校に配置することに伴い報酬額を定めるため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- ・部活動指導員：月額 28,000 円

(週 3 日、おおむね平日 2 時間、週休日等 3 時間勤務)

3 他自治体の類似する政策等

近隣自治体では、狭山市、坂戸市、鶴ヶ島市が部活動指導員を配置している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

学校教育法、学校教育法施行規則、地方自治法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

部活動指導員の報酬 (7 月分)

- ・月額 28,000 円×7 月×4 名=784,000 円

部活動指導員の報酬については、県支出金 (部活動指導員活用事業補助金) を充てる。

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第54号 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

別表第3（第2条関係）

その他教育委員会が任命した特別職員

職名及び区分	報酬額	
略		
スクールカウンセラー	月額	236,700円
部活動指導員	月額	28,000円
学力向上支援講師	日額	9,000円
略		

別表第3（第2条関係）

その他教育委員会が任命した特別職員

職名及び区分	報酬額	
略		
スクールカウンセラー	月額	236,700円
学力向上支援講師	日額	9,000円
略		